

平成15年8月15日

**東京都食品安全基本条例(仮称)の  
制定に向けた基本的な考え方**

# 目 次

制定の趣旨 .....	P.1
制定に向けた考え方	
第1 総 則 .....	P.1
1 条例の目的	
2 基本的な考え方	
3 関係者の責務	
第2 食品の安全確保に関する基本的な施策 .....	P.3
第3 危害発生未然防止の措置 .....	P.4
1 知事の安全性調査	
2 知事の措置勧告	
3 自主回収報告制度	
4 自主的な衛生管理体制の構築	
5 緊急時の対応	
第4 情報の共有と交流 .....	P.6
第5 国及び他の自治体との連携・協力等 .....	P.7
第6 その他 .....	P.7
さいごに .....	P.7

## 東京都食品安全基本条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方

### 制定の趣旨

食品の安全が確保されていることは、都民が健康で豊かな生活を営む上で欠かせない基本的条件の一つである。

しかし、BSE問題や食品偽装表示事件の発生など、食品の安全性や信頼性を揺るがす事件が相次ぐなかで、都民の食品への不安・不信はかつてないほど高まっている。今日ほど、食品の安全確保に対する明確な方向を示さなければならぬ時はない。

また、食品の安全については、食品衛生法をはじめ、薬事法、農薬取締法など多岐にわたる法律が関係し、行政組織も担当法令ごとに個別につくられている。こうした行政組織の壁を打破し、都の組織が一丸となって、総合的な取り組みを進めることが求められている。

そのためには、食品の安全確保についての、都としての基本的な考え方や関係者の役割、さらには安全確保の具体的方法を、条例として明示していく必要がある。

特に、食品はその生産・流通そして消費という社会的な活動及び文化的な背景の中で存在するものであり、食品の安全確保には、行政の取り組みとともに、関係事業者や都民との協働・連携が欠かせない。

また、法と条例の基本的関係を踏まえつつ、法の規定だけでは対処が難しい課題などについても、大消費地東京の実状や都民の要望に応じた独自の対策を講じる必要がある。

「東京都食品安全基本条例（仮称）」は、こうした課題に的確に対応しようとするものであり、今後の都の食品安全行政の基本規定となるものである。

### 制定に向けた考え方

#### 第1 総則

##### 1 条例の目的

（考え方）

条例の目的を明確にすることにより、この条例が食品の安全確保を図るための都の基本条例であることを示す。

（具体的な内容）

この条例は、食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康を守ることを目的とする。

また、その目的を達成するため、関係者の責務を規定するとともに、都の基本的な考え方・施策の基本的な事項を定め、食品安全対策を総合的・計画的に推進していく。

## 2 基本的な考え方

### (考え方)

都が食品安全行政を進めていく上での基本的考えを示すことにより、今後実施していく安全対策のよりどころを明らかにしていく。

### (具体的な内容)

#### (1) 事業者責任を基礎とする安全行政

食品の安全確保は、まず事業者が自らの責務を確実に遂行することを基礎として実現を図る。

#### (2) 科学的知見に基づく安全行政

食品の安全確保に関する都の施策は、食品の生産から消費にいたるすべての段階で、最新の科学的知見に基づき適切に実施する。

#### (3) 関係者の相互理解と協力に基づく安全行政

食品の安全確保は、「食品の安全に絶対はない」との共通認識のもとに、都、都民及び事業者すべての者の積極的な取り組みと、相互の情報交流に基づく理解と協力により推進する。

## 3 関係者の責務

### (1) 事業者の責務

#### (考え方)

事業者（生産者、製造業者、輸入業者、流通業者、販売業者、調理業者等を含む）は、食品の供給者として、その安全確保に第一義的責任を有することを明確にする。

#### (具体的な内容)

事業者は食品の安全確保に関して、次の責務を有する。

自主的衛生管理の推進

食品の安全確保に関する都の施策への協力

消費者への積極的な情報の公開、説明

食品の特性に応じた適正な取扱いの実施

食品の安全に係る必要な情報の記録とその保管

適正かつ分かりやすい食品表示の実施

危害の発生又はそのおそれがある場合の的確かつ迅速な対応

### (2) 都の責務

#### (考え方)

条例の目的や基本的な考え方を踏まえ、食品の安全確保における都の責任を明確にするため、具体的な責務に関する事項を定める。

(具体的な内容)

都は食品の安全確保に関して、次の責務を有する。

安全確保対策の総合的・計画的推進

事業者の自主的衛生管理の促進に係る施策の推進

調査研究の推進

都民及び事業者による主体的な活動との協働・連携

都民及び事業者との情報交流の促進

国及び他の自治体との連携・協力の推進

国への法整備等の要求

### (3) 都民の役割

(考え方)

食品の安全を確保するためには、事業者や行政のみならず、都民の主体的な行動が不可欠であることから、食品の安全確保に係る都民の役割を明確にする。

(具体的な内容)

都民は食品の安全確保に関して、次の役割を担う。

食品の安全確保に関する積極的な意見の表明

食品の安全に関する知識の習得及び合理的な行動の選択

食品の安全確保に関する都の施策への協力

## 第2 食品の安全確保に関する基本的な施策

(考え方)

食品の生産、製造から流通、消費にいたるあらゆる段階において、都は、個々の施策を充実・強化するとともに、これら施策を体系化し、総合的・計画的な推進を図る。

(具体的な内容)

### (1) 施策の総合的・計画的推進

施策の総合的・計画的な推進を図るため、「食品安全推進計画(仮称)」を策定するとともに、その内容を公表する。

### (2) 調査・研究の推進

食品による危害を未然に防止し、食品の安全に関する新たな課題に対してより積極的に対応する観点から、調査・研究を推進する。

- (3) 情報の分析・評価  
調査・研究の結果をはじめ、さまざまな食品の安全に関する情報を整理し、分析・評価を行い、その結果を施策へ反映する。  
また、分析・評価を行う機関として「食品安全情報評価委員会」を設置する。
- (4) 生産段階の指導・農薬取締り等  
農薬や動物用医薬品等の適正な使用、肥料や飼料の安全確保を図るため、生産段階での調査・検査や生産者等への指導及び農薬取締り等を実施する。
- (5) 製造から販売段階にいたる監視・指導  
大規模な食品製造施設や流通拠点、輸入食品など広域に流通する食品について、区部の保健所設置主体である特別区と連携しながら、都内全域における広域的な監視・指導を実施する。
- (6) 広域的・機動的な監視・指導等の体制整備  
食品の生産から販売にいたる各段階での監視・指導等を広域的かつ機動的に実施するための体制を整備する。
- (7) 食品表示の適正化推進  
食品の表示について、法令の適切な運用を図るとともに、消費者に分かりやすい適正な表示を推進する。
- (8) 生産・製造情報の記録、保管及び伝達に関する取組みの普及  
生産・製造段階での適切な情報の記録と保管、さらに流通先への正確な情報伝達や消費者への公開について、事業者の取組みを普及・促進する。

### 第3 危害発生未然防止の措置

#### 1 知事の安全性調査

(考え方)

食品による危害の発生を未然に防止する観点から、生産から流通、消費にいたる各段階で、食品の安全確保のために必要な調査を実施する。

(具体的な内容)

知事は、食品の安全確保のため必要な調査を実施することができる。

また、この調査に必要な限度において、知事は事業者等から報告を求め、職員をして事業所等に立入り、施設・帳簿書類等を調査させ、さらに調査に

必要な食品の提出を求めることができるものとする。

事業者に対しては、この調査への協力義務を課す（義務違反に対しては罰則の適用も検討する）。

調査結果については、公表する。

## 2 知事の措置勧告

（考え方）

安全性調査により、危害発生のおそれがあると認められた場合であって、規格・基準が定められていないなど、法的な措置が困難な場合に、都として事業者の自主的な対応を促す制度を設ける。

（具体的な内容）

知事は、安全性調査の結果、必要があると認めるときは、法や他の条例に定める措置をとる場合を除き、当該食品を供給する事業者等に対し、当該食品の供給の中止、回収、製造方法等の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。また、勧告内容については公表する。

## 3 自主回収報告制度

（考え方）

食品に起因する危害の発生または拡大を防止するため、事業者自らが、違反食品を迅速かつ適切に市場から排除する仕組みをつくる。

このため、食品の製造業者等が、食品の不良や違反などに気づいて、自主的な回収に着手した場合に、知事への報告等を義務づける新たな制度を導入する。

食品衛生法では法に違反し行政処分が行われた場合の公表を規定しているが、自主回収情報の公表に関する規定はない。

このため、都においては自主回収の情報を公表し、消費者への注意喚起をより確実なものとするよう、事業者が消費者へ広く回収の事実を周知する際の支援を行う。

（具体的な内容）

事業者は、都内に流通する食品により危害が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、各々の責務に応じて、食品の回収、廃棄など危害防止のため最大限可能な措置を講じなければならない。

さらに都内に事業施設を有する事業者のうち、特に大量または広域に流通する食品を取扱う特定の事業者（製造業者、輸入業者、生産者団体、販売業者）は、食品による危害の発生や食品の違反に気づき、当該食品の回収に着手したときは、すみやかに知事に報告しなければならない。

知事は、この報告があった場合、その内容を公表する。

プライベートブランド商品や栽培契約を結んだ野菜等を販売する事業者など

#### 4 自主的な衛生管理体制の構築

(考え方)

自主的な衛生管理は事業者がその社会的な責務を果たすうえでの基本的な事項であり、その継続的かつ確実な実施について普及を図っていく。

(具体的な内容)

都は、事業者や事業者団体の自主的な衛生管理が促進されるよう必要な措置を講ずる。

#### 5 緊急時の対応

(考え方)

大規模な事故や災害などにより、食品の安全に重大な影響を及ぼすことが懸念されるなど、緊急に対策を講じる必要がある場合において、迅速・的確な対応を図る。

(具体的な内容)

食品に起因する重大な健康被害が発生したり、発生するおそれがある場合に、その被害の拡大や発生を防止するために迅速に対応できる体制の整備を図る。

### 第4 情報の共有と交流

(考え方)

食品の安全を確保するには、都・都民・事業者が互いに情報を共有し、理解と連携を図っていくことが必要である。このため、行政や事業者による情報の提供を促進するとともに、都民や事業者が食品の安全行政に参加するための多様な場や機会の確保を図る。

(具体的な内容)

#### (1) 情報の共有と交流の推進

都民、事業者との情報の共有と交流を進めるために必要な措置を講じる。

#### (2) 事業者による情報公開

事業者が保有している食品の安全に関する情報を、事業者が積極的に提供するように必要な措置を講じる。

#### (3) 教育・学習の推進

都民、事業者が、食品の安全に関する正しい知識を習得するための教育・



学習の推進に必要な措置を講じる。

(4) 都民意見の反映

食品の安全確保に関する施策に、都民の意見を反映させるために、必要な措置を講じる。

## 第5 国及び他の自治体との連携・協力等

(考え方)

都内に流通する食品の多くは、輸入または他県で生産・製造されている。輸入、生産・製造から消費にいたる各段階で、食品の安全確保の徹底を図るため、国及び関係自治体等との連携・協力等を推進する。

(具体的な内容)

- (1) 食品の安全確保に関する関係自治体との情報交換や調査協力など広域的な連携を進める。
- (2) 食品の安全確保に関する施策について、国との連携・協力を図るとともに、食品の規格・基準の制定など必要な措置について国への提案・要求を行う。

## 第6 その他

(具体的な内容)

- (1) 都民、事業者は、活動にあたって環境への配慮に努める。
- (2) 知事の附属機関として、これまでの「食品衛生調査会」を改組し、新たに「食品安全調査会(仮称)」を設置する。

### さいごに

条例の具体的な内容や施行の時期については、今後、都民をはじめ、関係者からのこの「基本的な考え方」に対する意見を踏まえながら検討していく。